

**横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する
条例の一部改正にかかわる意見募集結果について**

1 意見募集の実施概要

(1) 募集期間

平成 26 年 10 月 24 日（金）から平成 26 年 11 月 25 日（火）まで

(2) 周知方法

ア 健康福祉局ホームページ

イ 窓口配布

各区生活衛生課、健康福祉局食品衛生課、健康福祉局本場食品衛生検査所、健康福祉局南部市場食品衛生検査所、健康福祉局食肉衛生検査所

2 意見募集の実施結果

条例改正の趣旨に賛成するという御意見を 3 件いただきました。

3 御意見の概要と本市の考え方

項 目	御意見の概要	本市の考え方
ねずみ、昆虫等の対策について	<p>条例改正の趣旨に賛成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ねずみ、昆虫等の駆除の確実性を担保させる代わりに、施設環境等に適した方法での駆除・防除を認めることは、過剰な対応を抑制しつつ高い効果が期待できる合理的な考え方。 ・敷地内の過剰な植栽は、小動物の住処となるので最小限とし、ビオトープは極力やめるべき。 	<p>御意見の趣旨を参考に条例案を作成してまいります。</p> <p>なお、植栽等の施設周辺の適切な維持管理による、ねずみ・昆虫等の繁殖場所の排除につきましては、現行条例ですでに規定しております。</p>
情報の収集及び提供について	<p>条例改正の趣旨に賛成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異常事態の保健所等との共有による、迅速な対応が被害を最小に抑え、食品安全の信頼を高める。 	<p>御意見の趣旨を参考に条例案を作成してまいります。</p>
衛生管理にハザップ HACCP の手法を用いる場合の基準の追加について	<p>条例改正の趣旨に賛成する。</p> <p>HACCP の有効性は世界的に認知され日本でも多くの企業が採用し評価されている。</p> <p>一方、小規模な事業者は、人材やコストを理由に採用を引き伸ばしていたが、合理的な考え方として定着しつつある現在、段階的に導入を加速させるべき。</p>	<p>御意見の趣旨を参考に条例案を作成してまいります。</p>

4 今後のスケジュール

平成 27 年第 1 回市会定例会に条例案を提出します。

横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する
条例の改正について

1 条例改正の趣旨

「横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例（以下「条例」という。）」は、市民の食生活の安全を確保することを目的として、営業施設等の衛生管理について必要な基準を定め、食品関係業者に対し、遵守を義務づけています。

この条例の内容については、国が技術的助言として「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針」により示していますが、今般、この指針が改正されたため、本市でもその趣旨を踏まえ、条例を改正する予定です。

2 条例改正の主な内容

(1) ねずみ、昆虫等の対策

有効かつ適切な技術の組み合わせ及び生息調査結果を踏まえ、確実にねずみ、昆虫の駆除・防除が可能であれば、その施設の状況に応じた方法・頻度で対策を実施することとしても差し支えないことを加えます。

(2) 情報の収集及び提供

消費者等から、健康被害につながるおそれが否定できない苦情を受けた場合、業者は保健所長等に速やかに報告することを加えます。

(3) 食品製造又は加工における衛生管理に、^{ハザップ}HACCPの手法を用いる場合の基準を加えます。

【HACCP とは】

原材料の受入れから最終製品までの工程ごとに、微生物による汚染・増殖や薬品・金属等の混入などの危害を特定し、その危害の発生を防止するために特に重要な工程である「重要管理点」を継続的に監視・記録するシステムです。

これまでの抜取検査に比べ、より効果的に問題のある製品の出荷を未然に防ぐとともに、原因の追究を容易にすることが可能です。

